11～１月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習(２時間)	優良運転者講習(30分)	一般運転者講習(１時間)	違反運転者講習(２時間)
11/10 (火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
12/５ (土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
12/８ (火)	天塩町社会福祉会館		13:00～		
12/12 (土)	遠別町生涯学習センター「マナピィ21」		13:00～		
１/12 (火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
１/13 (水)	幌延町消防署2階		18:30～		

お問い合わせ先:天塩警察署　電話:01632-２-2110

事業主の皆様・これから事業を始める皆様
従業員の方の個人住民税は、パート・アルバイトの方を含め、特別徴収で納めましょう！

○個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員が居住する市町村へ納入していただく制度です。

○事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員の個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

（根拠法令：地方税法第321条の４）

従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間がなくなります。
さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて１回あたりの納税額が少なくなります。

【掲載内容に関するお問い合わせ先】
〒097-8558 稚内市末広４丁目２－27
北海道宗谷総合振興局　税務課
電話(0162)33-2519

【「特別徴収」の手続きに関するお問い合わせ先】
幌延町住民生活課税務住民係
電話　５-1112
告知端末　５-8812

税務署総合窓口の受付時間のお知らせ

令和８年10月１日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として９時から15時としましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（８時30分から17時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いいたします。

税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先:稚内税務署　電話:0162-33-1155(代表電話)